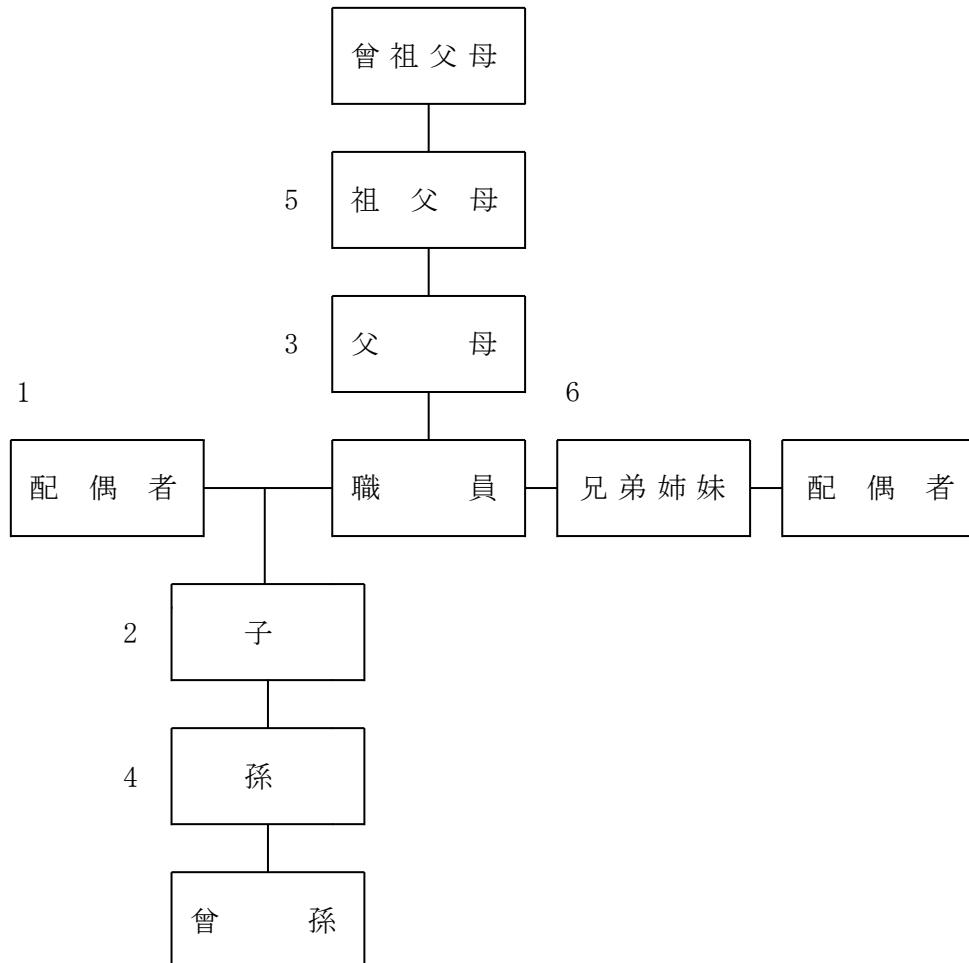


(13) 遺族の範囲及び順位 (条例第2条の2)

○ 第1項



※ 遺族が配偶者以外の場合、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた遺族が上記番号より優先される (該当する遺族が複数いる場合は上記の番号順)

○ 第2項

父母の場合 ①養父 母 ②実父 母

祖父母の場合 ①養父母の父母 ②実父母の父母 ③父母の養父母
④父母の実父母

○ 第3項

同順位者が二人以上の場合には、その人数によって等分支給する。

○ 第4項

遺族から排除される者

- ① 職員を故意に死亡させた者
- ② 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(14) 退職手当の支給制限・返納等

① 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる場合（条例第12条及び第14条）

※ 非違の発生を防止するという制度目的から全部を支給しないことを原則とする（運用方針）

(イ) 懲戒免職等処分を受けて退職をした場合

(ロ) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした場合

(ハ) 刑事事件（退職後の起訴の場合は、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられた場合

(二) 退職手当算定の基礎となる在職期間中の行為で定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分を受けた場合

(ホ) 懲戒免職等処分機関が、退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた場合（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）

◎ 提出書類

- ・ 通常の退職手当の請求書類一式（40頁参照）
- ・ 退職手当支給制限等に関する報告書（別記様式第1号）
- ・ その他参考になる資料（発令の写・処分説明書等）

② 一般の退職手当の差止め処分を行うものとする場合（条例第13条第1項）

(イ) 起訴後、刑確定前退職の場合（基礎在職期間中の行為に限定していない。）

(ロ) 退職後基礎在職期間中の行為で起訴された場合

③ 差止め処分を行うことができる場合（条例第13条第2項）

(イ) 基礎在職期間中の行為で逮捕された場合

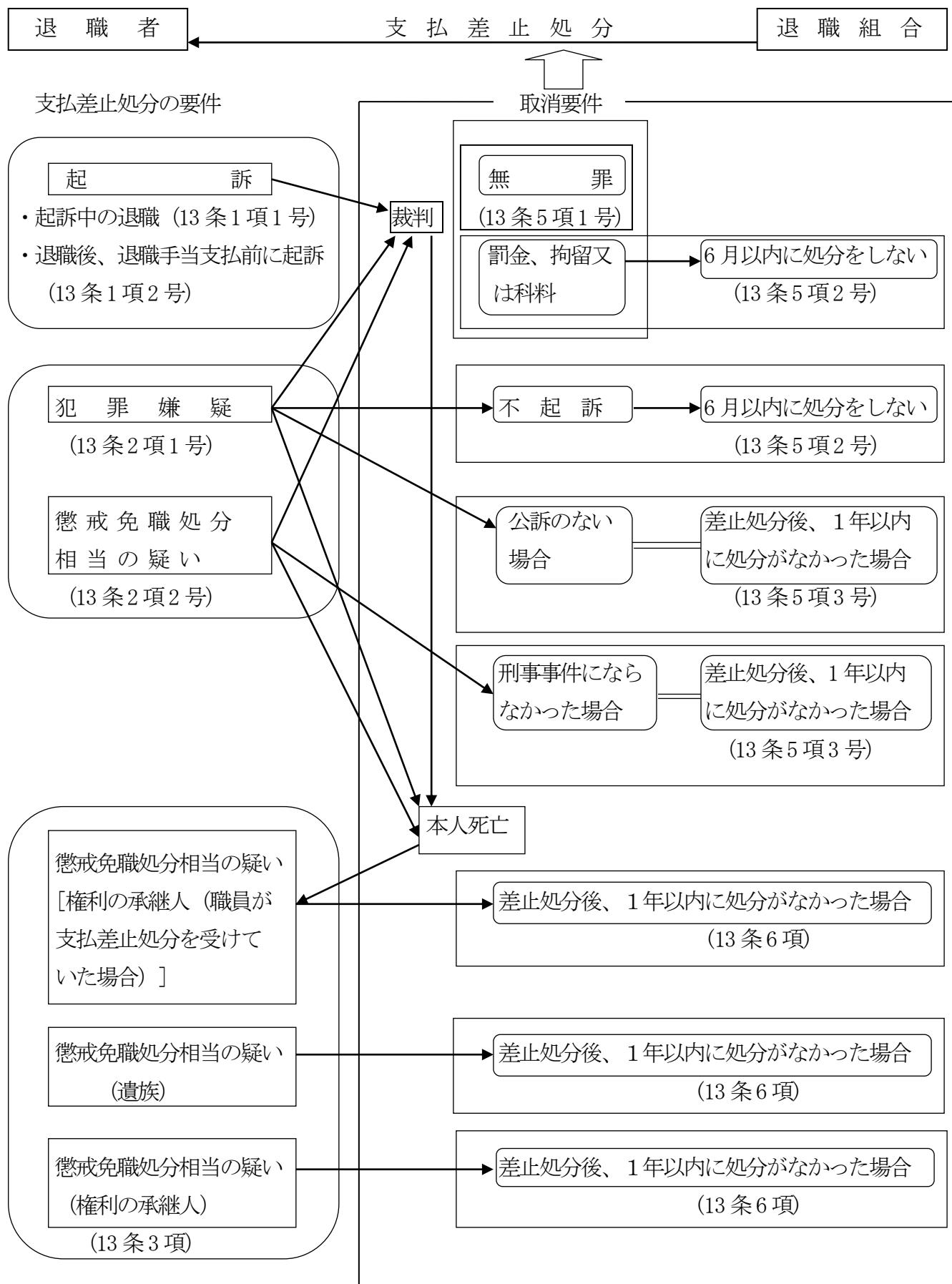
(ロ) 懲戒免職等処分機関が、犯罪があると思料し、組合長が差止め処分を必要と認めた場合

(ハ) 懲戒免職等処分機関が、退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があると思料した場合

◎ 提出書類

- ・ 通常の退職手当の請求書類一式（40頁参照）
- ・ 退職手当支払差止めに関する状況報告書（別記様式第2号）
- ・ その他参考になる資料

支 払 差 止 め に つ い て



※別記様式第2号で報告

④ 一般の退職手当等の全部又は一部の返納（納付）を命ずる処分を行うことができる場合

- ・ 対退職者（条例第15条）

（イ）基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた場合

（ロ）退職手当算定の基礎となる在職期間中の行為での定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分を受けた場合

（ハ）懲戒免職等処分機関が、退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた場合（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。退職の日から5年以内に限る。）

- ・ 対退職者の遺族（条例第16条）

懲戒免職等処分機関が、退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた場合（退職の日から1年以内に限る。）

- ・ 対退職手当受給者の相続人（退職の日から6月以内に通知を行った場合等で受給者の死亡の日から6月以内に限る。）（条例第17条）

（イ）退職後基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後死亡した場合

（ロ）退職後退職手当算定の基礎となる在職期間中の行為での定年前再任用短時間勤務職員等の免職処分を受けた後死亡した場合

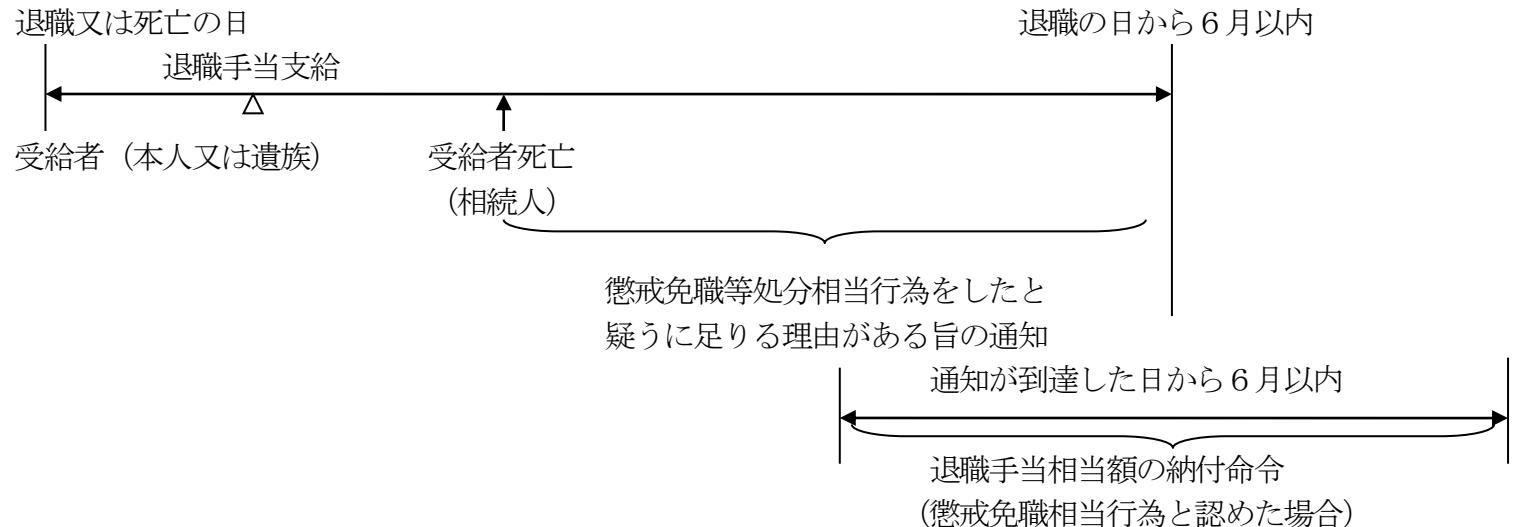
（ハ）懲戒免職等処分機関が、退職後に死亡した受給者を退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた場合

◎ 提出書類

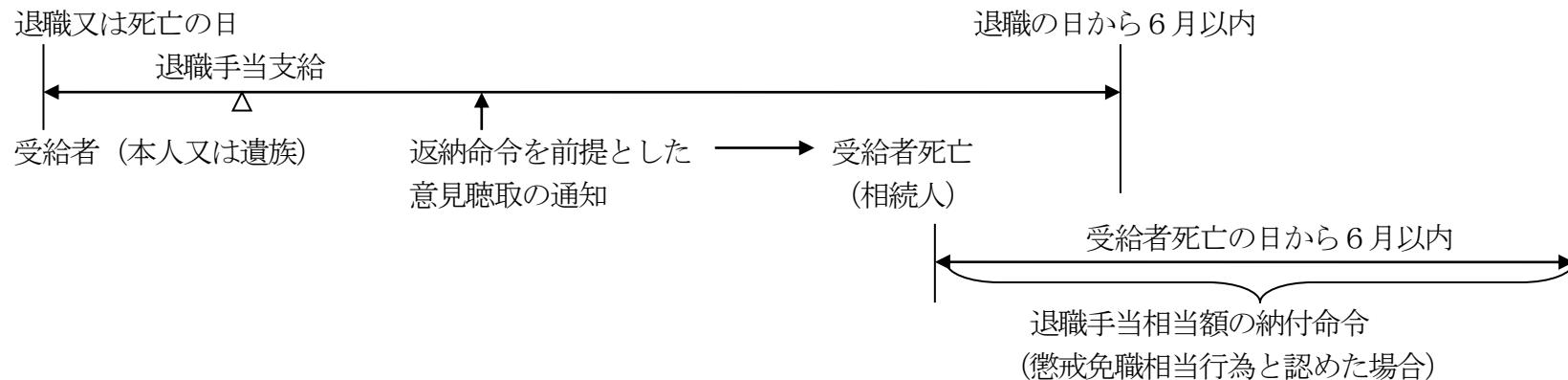
- ・ 退職手当の返納処分等に関する報告書（別記様式第3号）
- ・ その他参考になる資料（発令の写・処分説明書等）

相続人に対する退職手当相当額納付命令の取扱い

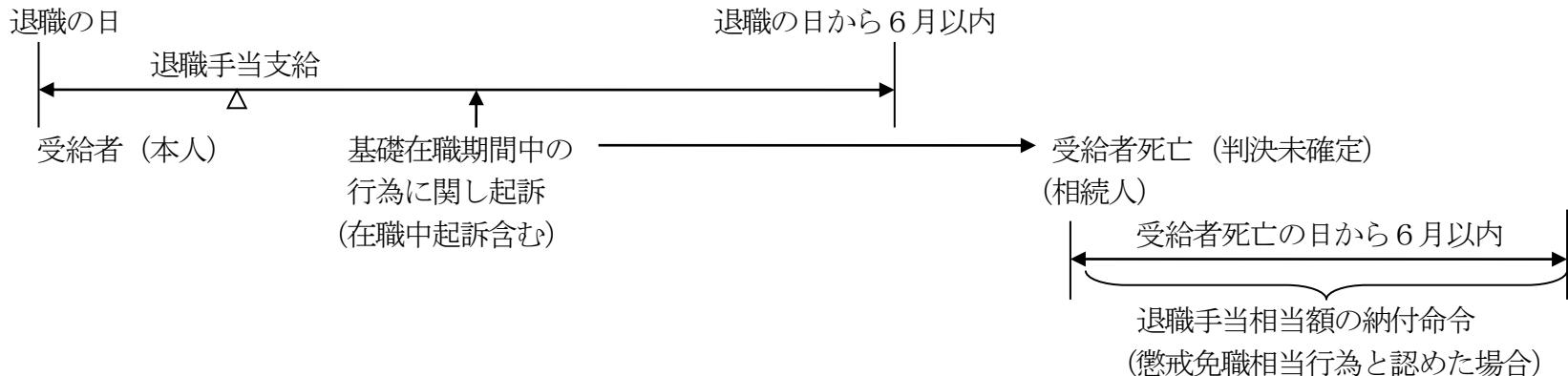
【条例第17条第1項】(同条第2項から第5項までに規定する場合を除く)



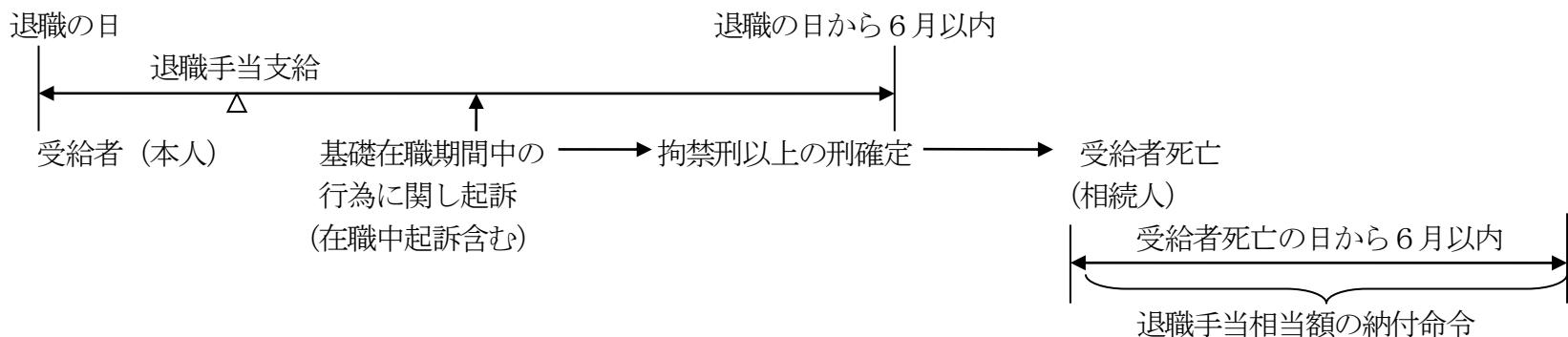
【条例第17条第2項】(同条第3項から第5項までに規定する場合を除く)



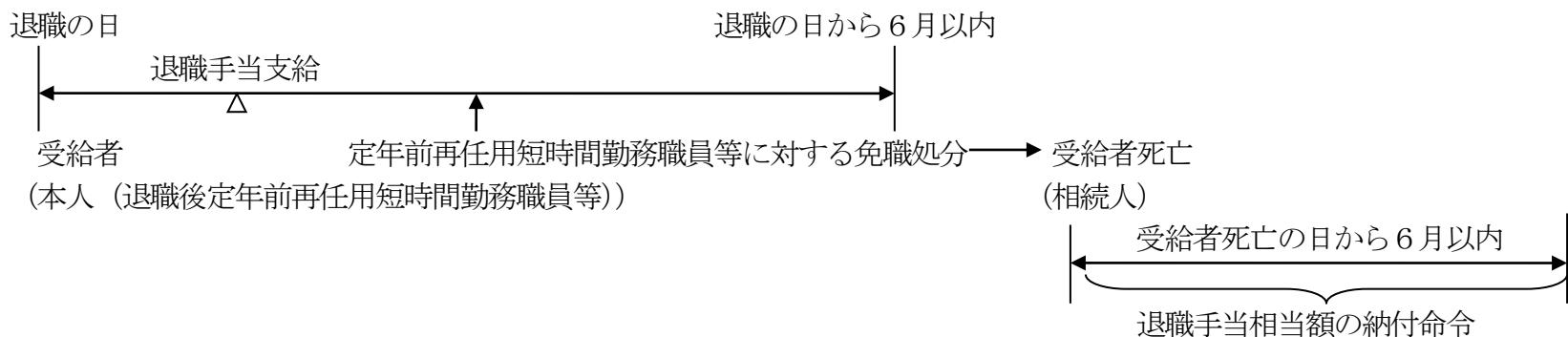
【条例第17条第3項】



【条例第17条第4項】



【条例第17条第5項】



処分時期等別支給制限・返納等の処分内容

処分時期等	市町村等の処分内容	説明事項	本人等の存否	報告様式	説明事項	組合の処分内容
退職時	懲戒免職等処分を受けた		本人健在	別記様式第一号		本人に支給制限処分(12条1項1号)
			本人死亡			権利承継した者に支給制限処分(12条1項1号)
	失職(拘禁刑以上の刑等)になった		本人健在			本人に支給制限処分(12条1項2号)
			本人死亡			権利承継した者に支給制限処分(12条1項2号)
	拘禁刑以上の刑を受けた		本人健在			本人に支給制限処分(14条1項1号)
			本人死亡			権利承継した者に支給制限処分(14条1項1号)
	定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分を受けた		本人健在			本人に支給制限処分(14条1項2号)
			本人死亡			権利承継した者に支給制限処分(14条1項2号)
退職後支払前	本人が権利者 懲戒免職処分相当と認めた	本人健在	本人健在	別記様式第一号		本人に支給制限処分(14条1項3号)
		本人死亡	本人死亡			権利承継した者に支給制限処分(14条2項)
		遺族健在	遺族健在			遺族に支給制限処分(14条2項)
		遺族死亡	遺族死亡			遺族の権利承継した者に支給制限処分(14条2項)
	本人に支払われている 懲戒免職処分相当と認めた	本人健在	本人健在			本人に返納命令処分(15条1項1号)
		本人死亡	本人死亡			相続人に納付命令処分(17条4項)
		本人健在	本人健在			本人に返納命令処分(15条1項2号)
		本人死亡	本人死亡			相続人に納付命令処分(17条5項)
支払を受けたものに対して	本人に支払われている 懲戒免職処分相当と認めた	本人健在	本人健在	別記様式第三号		本人に返納命令処分(15条1項3号)
			本人死亡			本人に手続をしていなかつた
		遺族健在	遺族健在			相続人に納付命令処分(17条1項)
			遺族死亡			懲戒免職処分相当と認める手続をしていた
			遺族死亡			起訴されていた
	遺族に支払われている 権利承継した者に支払われている	遺族健在	遺族健在			相続人に納付命令処分(17条3項)
			遺族死亡			遺族に返納命令処分(16条1項)
		遺族死亡	遺族死亡			遺族に手続をしていなかつた
			遺族死亡			懲戒免職処分相当と認める手続をしていた
			遺族死亡			相続人に納付命令処分(17条2項)
						権利承継した者に返納命令処分(16条1項)

(15) 退職手当審査会（条例第18条）

退職手当審査会に諮問しなければならない退職手当の支給制限等の処分

- ① 懲戒免職等処分機関が退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたことによる処分（条例第14条第1項第3号（対退職者）若しくは第2項（対遺族））
- ② 退職者への返納命令（条例第15条第1項）
- ③ 遺族への返納命令（条例第16条第1項）
- ④ 退職手当受給者の相続人への退職手当相当額の納付命令（条例第17条第1項から第5項）

(16) その他

- ① 地方自治法第252条の17第3項の規定に基づく派遣職員

給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣した団体の負担となる。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとができる。

- ② 退職手当の支給されない場合

（イ）一般職で勤続6か月未満の自己都合等、任用期間満了及び任期満了により退職した場合

（ロ）死亡退職し、遺族が誰もいない場合

（ハ）退職した日、又は翌日付けで再び定数内職員となった場合

- ③ 退職手当請求権の時效

（イ）一般職の場合は労働基準法第115条により5年となる。

（ロ）特別職の場合は地方自治法第236条により5年となる。

- ④ 退職手当債権の譲渡又は質入

（イ）準則及び組合条例では、退職手当の給付を受ける権利について、譲渡又は担保に供することを禁止する明文の規定はない。

（ロ）最高裁の判例では、譲渡性を否定はしていない、又譲渡性を否定していない以上、質入も有効にならうとしている。

（ハ）退職手当請求権が有効に質入された場合であっても、労働基準法により退職者に直接支払わなければならない。

（二）質権者は、民事訴訟法の執行方法による場合でなければ直接請求することができない。

- ⑤ 退職手当金の差押え

民法第366条の規定による強制執行により質権の実行がなされる。この場合には、組合は第三債務者となり、債務者に代わって支払いする。（市町村等に給料の差押えがされた場合は、差押え内容をよく確認し、退職手当も含んでいる場合は、そのままにせず必ず裁判所又は債権者にその旨を連絡すること。）

⑥ 紙与改定に伴う退職手当の差額支給

- (イ) 退職者の給与改定の報告は、組合より送付される「退職者の給改差額報告書」にて別途作成して、すみやかに報告すること。
- (ロ) 上記の報告は、退職者の退職日給料月額及び特定減額日に減額がなかったものと仮定した場合の給料月額の給改報告のみとする。ただし、全職員の「給改差額報告書」には、退職者についても再び報告し、その場合は給改期間の全部を記載しなければならない。
- (ハ) 「退職者の給改差額報告書」による確認後、退職手当の差額分を支給する。

⑦ 退職手当の試算について

- (イ) 組合ホームページ <https://aomori-taite.jp> で特別職以外の職員の簡易的な退職手当の試算を行うことができます。
- (ロ) 退職手当試算通知書（紙ベースでの試算結果）が必要な場合は、退職手当試算依頼書（組合ホームページの様式集からダウンロード可能）を組合に送付又はFAXください。

退職事由別支給割合表

退職事由 勤続期間	自20年以 上間 隔懲戒 免職等	自己都合用 任職等	公務外傷病 期間満了	定期年注1 満了 応募認定(1号)注2 公務外死 通勤災害 死亡	応募認定(2号)注3 公務上傷 公務上死 公務整 ※()最低保障
1	0.5022		0.837	0.837	1.2555(3.6)
2	1.0044		1.674	1.674	2.511 (4.5)
3	1.5066		2.511	2.511	3.7665(5.4)
4	2.0088		3.348	3.348	5.022 (5.4)
5	2.511		4.185	4.185	6.2775
6	3.0132		5.022	5.022	7.533
7	3.5154		5.859	5.859	8.7885
8	4.0176		6.696	6.696	10.044
9	4.5198		7.533	7.533	11.2995
10	5.022		8.37	8.37	12.555
11	7.43256		9.2907	11.613375	13.93605
12	8.16912		10.2114	12.76425	15.3171
13	8.90568		11.1321	13.915125	16.69815
14	9.64224		12.0528	15.066	18.0792
15	10.3788		12.9735	16.216875	19.46025
16	12.88143		14.3127	17.890875	20.8413
17	14.08671		15.6519	19.564875	22.22235
18	15.29199		16.9911	21.238875	23.6034
19	16.49727		18.3303	22.912875	24.98445
20	19.6695		19.6695	24.586875	26.3655
21	21.3435		21.3435	26.260875	27.74655
22	23.0175		23.0175	27.934875	29.1276
23	24.6915		24.6915	29.608875	30.50865
24	26.3655		26.3655	31.282875	31.8897
25	28.0395		28.0395	33.27075	33.27075
26	29.3787		29.3787	34.77735	34.77735
27	30.7179		30.7179	36.28395	36.28395
28	32.0571		32.0571	37.79055	37.79055
29	33.3963		33.3963	39.29715	39.29715
30	34.7355		34.7355	40.80375	40.80375
31	35.7399		35.7399	42.31035	42.31035
32	36.7443		36.7443	43.81695	43.81695
33	37.7487		37.7487	45.32355	45.32355
34	38.7531		38.7531	46.83015	46.83015
35	39.7575		39.7575	47.709	47.709
36	40.7619		40.7619	47.709	47.709
37	41.7663		41.7663	47.709	47.709
38	42.7707		42.7707	47.709	47.709
39	43.7751		43.7751	47.709	47.709
40	44.7795		44.7795	47.709	47.709
41	45.7839		45.7839	47.709	47.709
42	46.7883		46.7883	47.709	47.709
43	47.709		47.709	47.709	47.709

注1 旧定年年齢に達した日以降その者の非違によらない自己都合退職を含む

注2 応募認定(1号)職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として行われた募集

注3 応募認定(2号)勤務公署の移転を円滑に実施することを目的として行われた募集

退職手当計算例

(支給率について一般職は手引69頁、特別職は例規集60頁参照)

[例1]自己都合退職(条例第3条)の場合

生年月日	昭和57年1月15日	(43歳)
就職年月日	平成16年4月 2日	
退職年月日	令和7年8月10日	勤続期間21年5ヶ月
退職日給料月額	343,400円	
調整額の区分	第5号区分(36月)	第6号区分(24月)

基本額	343,400円 (退職日給料月額) × 21.3435 (支給率)	= 7,329,357円 (1円未満切捨て)
調整額	(27,100円 × 36月 + 21,700円 × 24月) × 1/2	= 748,200円
退職手当額	7,329,357円 + 748,200円	= <u>8,077,557円</u>

※支給率には、調整率83.7/100を含む。

[例2]自己都合退職(条例第5条)の場合

生年月日	昭和41年12月12日	(58歳)
就職年月日	昭和57年 4月 1日	
退職年月日	令和7年10月 1日	勤続期間43年7ヶ月
退職日給料月額	390,700円	
調整額の区分	第5号区分(60月)	

基本額	390,700円 (退職日給料月額) × 47.709 (支給率)	= 18,639,906円 (1円未満切捨て)
調整額	27,100円 × 60月	= 1,626,000円
退職手当額	18,639,906円 + 1,626,000円	= <u>20,265,906円</u>

※支給率には、調整率83.7/100を含む。

[例3]通勤災害傷病退職(条例第4条)の場合

生年月日	昭和55年7月15日	(45歳)
就職年月日	平成16年4月 1日	
退職年月日	令和8年3月31日	勤続期間22年0ヶ月
退職日給料月額	342,000円	
調整額の区分	第5号区分(12月)	第6号区分(48月)

基本額	342,000円 (退職日給料月額) × 27.934875 (支給率)	= 9,553,727円 (1円未満切捨て)
調整額	27,100円 × 12月 + 21,700円 × 48月	= 1,366,800円
退職手当額	9,553,727円 + 1,366,800円	= <u>10,920,527円</u>

※支給率には、調整率83.7/100を含む。

〔例4〕 応募認定退職(条例第5条)の場合

生年月日	昭和42年11月28日	(58歳)
就職年月日	平成3年3月15日	
退職年月日	令和8年3月31日	勤続期間35年1ヶ月
退職日給料月額	401,100円	
調整額の区分	第3号区分(48月)	第4号区分(12月)

算定基礎給料月額 $401,100 \times \{1 + (3\% \times 2\text{年})\} = 425,166$ 円

基本額 $425,166 \times (退職日給料月額) \times 47.709$ (支給率) = $20,284,244$ 円 (1円未満切捨て)

調整額 $43,350 \times 48\text{月} + 32,500 \times 12\text{月}$ = $2,470,800$ 円

退職手当額 $20,284,244 + 2,470,800$ 円 = $22,755,044$ 円

※支給率には、調整率83.7/100を含む。

〔例5〕 特別職(町長)の公務外傷病退職(条例第5条の5)の場合

就職年月日	令和5年6月12日	
退職年月日	令和8年3月15日	勤続月数34ヶ月
退職日給料月額	699,000円	

$699,000 \times (退職日給料月額) \times 45.5/100$ (支給率) $\times 34\text{月} \times 125/100$ (割増)

= $13,516,912$ 円 (1円未満切捨て)

退職手当の税金

退職手当にかかる税金は、長年の功労に報いるため、ほかの所得より軽くなるように配慮されています。支給額から勤続年数に応じた退職所得控除額を差引き、その残額の2分の1（勤続年数6年以上の者に限る。）に対して税率を掛けて計算します。

退職所得にかかる税金は分離課税扱いとなっており、他の所得とは切り離して計算します。したがって、退職所得については通常「確定申告」をする必要はありません。しかし、その年に所得税減税の特例措置等がある場合は、確定申告をすることにより納付した所得税が還付されることがあります。

なお、死亡退職の場合には、国税及び地方税が課税されず、相続税の対象となります。

退職手当に係る税額の求め方

勤続年数5年以下

◆国税◆

$$(\text{退職手当の金額}) - (\text{退職所得控除額}) = \text{課税退職所得額}$$

↑
別表2
↓

↑
1,000円未満切捨て
↓

別表1
→ = [源泉徴収税額]
1円未満切捨て

◆地方税◆

$$(\text{退職手当の金額}) - (\text{退職所得控除額}) = \text{退職所得控除後の金額}$$

退職所得控除後の金額	税 率		特別徴収税額	
	市町村民税	県民税	市町村民税額	県民税額
	6%	4%		

× = 100円未満切捨て

勤続年数6年以上

◆国税◆

$$(\text{退職手当の金額}) - (\text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{課税退職所得額}$$

↑
別表2
↓

↑
1,000円未満切捨て
↓

別表1
→ = [源泉徴収税額]
1円未満切捨て

◆地方税◆

$$(\text{退職手当の金額}) - (\text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得控除後の金額}$$

退職所得控除後の金額	税 率		特別徴収税額	
	市町村民税	県民税	市町村民税額	県民税額
	6%	4%		

× = 100円未満切捨て

税額の計算例

[例4の場合]

◆国税◆

$$(22,755,044 円 - 19,200,000 円) \times 1/2 = 1,777,000 円 (1,000 円未満切捨て) \boxed{\text{課税退職所得金額}}$$

$$1,777,000 円 \times 5\% \times 102.1\% = \underline{90,715} 円 (1 円未満切捨て)$$

◆地方税◆

$$(22,755,044 円 - 19,200,000 円) \times 1/2 = 1,777,000 円 (1,000 円未満切捨て) \boxed{\text{退職所得控除後の金額}}$$

・市町村民税	1,777,000 円 × 6%	= <u>106,600</u> 円 (100 円未満切捨て)
・県民税	1,777,000 円 × 4%	= <u>71,000</u> 円 (100 円未満切捨て)
税額合計	90,715 円 + 106,600 円 + 71,000 円	= <u>268,315</u> 円

[例5の場合]

◆国税◆

$$13,516,912 円 - 2,200,000 円 (障害) = 11,316,000 円 (1,000 円未満数切捨て) \boxed{\text{課税退職所得金額}}$$

$$(11,316,000 円 × 33\% - 1,536,000 円) \times 102.1\% = \underline{2,244,443} 円 (1 円未満切捨て)$$

◆地方税◆

$$13,516,912 円 - 2,200,000 円 (障害) = 11,316,000 円 (1,000 円未満切捨て) \boxed{\text{退職所得控除後の金額}}$$

・市町村民税	11,316,000 円 × 6%	= <u>678,900</u> 円 (100 円未満切捨て)
・県民税	11,316,000 円 × 4%	= <u>452,600</u> 円 (100 円未満切捨て)
税額合計	2,244,443 円 + 678,900 円 + 452,600 円	= <u>3,375,943</u> 円

別表1 退職所得の源泉徴収税額の速算表

課税退職所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
195万円以下	5%	—	((A) × 5%) × 102.1%
195万円超 330万円以下	10%	97,500 円	((A) × 10% - 97,500 円) × 102.1%
330万円超 695万円以下	20%	427,500 円	((A) × 20% - 427,500 円) × 102.1%
695万円超 900万円以下	23%	636,000 円	((A) × 23% - 636,000 円) × 102.1%
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000 円	((A) × 33% - 1,536,000 円) × 102.1%
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000 円	((A) × 40% - 2,796,000 円) × 102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000 円	((A) × 45% - 4,796,000 円) × 102.1%

※令和19年12月31日まで復興特別税(2.1%)が課税されます。(1円未満切捨て)

別表2 勤続年数別退職所得控除額

勤続年数	控除額	勤続年数	控除額	勤続年数	控除額
2年以下	80万円	17年	680万円	32年	1,640万円
3年	120万円	18年	720万円	33年	1,710万円
4年	160万円	19年	760万円	34年	1,780万円
5年	200万円	20年	800万円	35年	1,850万円
6年	240万円	21年	870万円	36年	1,920万円
7年	280万円	22年	940万円	37年	1,990万円
8年	320万円	23年	1,010万円	38年	2,060万円
9年	360万円	24年	1,080万円	39年	2,130万円
10年	400万円	25年	1,150万円	40年	2,200万円
11年	440万円	26年	1,220万円	41年	2,270万円
12年	480万円	27年	1,290万円	42年	2,340万円
13年	520万円	28年	1,360万円	43年	2,410万円
14年	560万円	29年	1,430万円	44年	2,480万円
15年	600万円	30年	1,500万円	45年	2,550万円
16年	640万円	31年	1,570万円	1年毎に	70万円を加算

(障害に該当する場合は、100万円加算)

別表3 税額早見表

勤続5年以下

退職所得控除後の金額	源泉徴収税 (復興特別税含む)	市町村民税	県民税	税額合計
1,000,000円	51,050円	60,000円	40,000円	151,050円
2,000,000	104,652	120,000	80,000	304,652
3,000,000	206,752	180,000	120,000	506,752
4,000,000	380,322	240,000	160,000	780,322
5,000,000	584,522	300,000	200,000	1,084,522
6,000,000	788,722	360,000	240,000	1,388,722
7,000,000	994,454	420,000	280,000	1,694,454
8,000,000	1,229,284	480,000	320,000	2,029,284
9,000,000	1,464,114	540,000	360,000	2,364,114
10,000,000	1,801,044	600,000	400,000	2,801,044
11,000,000	2,137,974	660,000	440,000	3,237,974
12,000,000	2,474,904	720,000	480,000	3,674,904
13,000,000	2,811,834	780,000	520,000	4,111,834
14,000,000	3,148,764	840,000	560,000	4,548,764
15,000,000	3,485,694	900,000	600,000	4,985,694
16,000,000	3,822,624	960,000	640,000	5,422,624
17,000,000	4,159,554	1,020,000	680,000	5,859,554
18,000,000	4,496,484	1,080,000	720,000	6,296,484
19,000,000	4,904,884	1,140,000	760,000	6,804,884
20,000,000	5,313,284	1,200,000	800,000	7,313,284

勤続6年以上

退職所得控除後の金額	源泉徴収税 (復興特別税含む)	市町村民税	県民税	税額合計
200,000	5,105	6,000	4,000	15,105
400,000	10,210	12,000	8,000	30,210
600,000	15,315	18,000	12,000	45,315
800,000	20,420	24,000	16,000	60,420
1,000,000	25,525	30,000	20,000	75,525
1,200,000	30,630	36,000	24,000	90,630
1,400,000	35,735	42,000	28,000	105,735
1,600,000	40,840	48,000	32,000	120,840
1,800,000	45,945	54,000	36,000	135,945
2,000,000	51,050	60,000	40,000	151,050
2,200,000	56,155	66,000	44,000	166,155
2,400,000	61,260	72,000	48,000	181,260
2,600,000	66,365	78,000	52,000	196,365
2,800,000	71,470	84,000	56,000	211,470
3,000,000	76,575	90,000	60,000	226,575
3,200,000	81,680	96,000	64,000	241,680
3,400,000	86,785	102,000	68,000	256,785
3,600,000	91,890	108,000	72,000	271,890
3,800,000	96,995	114,000	76,000	286,995
4,000,000	104,652	120,000	80,000	304,652
4,200,000	114,862	126,000	84,000	324,862
4,400,000	125,072	132,000	88,000	345,072
4,600,000	135,282	138,000	92,000	365,282
4,800,000	145,492	144,000	96,000	385,492
5,000,000	155,702	150,000	100,000	405,702
5,200,000	165,912	156,000	104,000	425,912
5,400,000	176,122	162,000	108,000	446,122
5,600,000	186,332	168,000	112,000	466,332
5,800,000	196,542	174,000	116,000	486,542
6,000,000	206,752	180,000	120,000	506,752
6,200,000	216,962	186,000	124,000	526,962
6,400,000	227,172	192,000	128,000	547,172
6,600,000	237,382	198,000	132,000	567,382
6,800,000	257,802	204,000	136,000	597,802
7,000,000	278,222	210,000	140,000	628,222
7,200,000	298,642	216,000	144,000	658,642
7,400,000	319,062	222,000	148,000	689,062
7,600,000	339,482	228,000	152,000	719,482
7,800,000	359,902	234,000	156,000	749,902
8,000,000	380,322	240,000	160,000	780,322
8,500,000	431,372	255,000	170,000	856,372
9,000,000	482,422	270,000	180,000	932,422
9,500,000	533,472	285,000	190,000	1,008,472
10,000,000	584,522	300,000	200,000	1,084,522

令和6年度 市町村等別給付費明細

市町村等名	第3条退職給付費			第4条退職給付費			第5条退職給付費			第5条の5退職給付費			計		
	人	員	金額	人	員	金額	人	員	金額	人	員	金額	人	員	金額
黒石市	16	人	58,815,336	1	人	18,461,924	7	人	151,603,753	24	人	228,881,013			
五所川原市	7	人	22,714,680				12	人	251,512,913	20	人	279,152,393			
十和田市	26	人	42,976,227	4	人	55,121,644	17	人	367,533,340	49	人	493,521,371			
三沢市	27	人	73,590,805	3	人	34,764,177	16	人	308,139,548	48	人	433,778,130			
むつ市	4	人	9,885,802				11	人	239,263,665	15	人	249,149,467			
つがる市	2	人	13,332,021	1	人	11,265,875	20	人	425,380,006	25	人	476,154,702			
平川市	7	人	43,590,075	1	人	3,003,553	6	人	121,350,347	14	人	167,943,975			
小計	89	人	264,904,946	10	人	122,617,173	89	人	1,864,783,572	195	人	2,328,581,051			
平内町	8	人	6,494,583				7	人	146,794,771			15	人	153,289,354	
外ヶ浜町	2	人	2,437,577				6	人	119,844,002			8	人	122,281,579	
今別町	1	人	10,977,560				1	人	22,032,875			2	人	33,010,435	
蓬田村							1	人	21,580,254			1	人	21,580,254	
小計	11	人	19,909,720				15	人	310,251,902			26	人	330,161,622	
鰺ヶ沢町			649,950				4	人	80,534,842			4	人	81,184,792	
深浦町	1	人	606,155	2	人	12,728,350	4	人	82,321,327	1	人	15,506,400	8	人	111,162,232
板柳町	4	人	7,083,948				4	人	71,832,533	1	人	1,529,775	9	人	80,446,256
鶴田町	1	人	381,322	2	人	23,534,837	3	人	55,138,795			6	人	79,054,954	
中泊町	1	人	82,109				1	人	20,756,887			2	人	20,838,996	
小計	7	人	8,803,484	4	人	36,263,187	16	人	310,584,384	2	人	17,036,175	29	人	372,687,230
西目屋村							2	人	33,039,256	1	人	14,807,520	3	人	47,846,776
藤崎町				1	人	15,026,376	3	人	57,274,733	1	人	4,301,100	5	人	76,602,209
大鰐町	1	人	1,021,434				3	人	56,694,251			4	人	57,715,685	
田舎館村										2	人	20,968,670	2	人	20,968,670
小計	1	人	1,021,434	1	人	15,026,376	8	人	147,008,240	4	人	40,077,290	14	人	203,133,340
野辺地町	7	人	45,344,156				5	人	106,498,842			12	人	151,842,998	
七戸町	5	人	5,679,579	1	人	12,581,283	4	人	82,382,869			10	人	100,643,731	
おいらせ町	5	人	3,255,171				4	人	84,566,765			9	人	87,821,936	
横浜町	5	人	25,533,633				2	人	42,377,512	1	人	16,467,360	8	人	84,378,505
六戸町	6	人	17,445,486	1	人	4,954,255						7	人	22,399,741	
東北町	5	人	933,323				4	人	88,198,908	1	人	3,977,100	10	人	93,109,331
六ヶ所村	6	人	4,317,842	1	人	15,012,104	4	人	93,394,101	1	人	4,592,700	12	人	117,316,747
小計	39	人	102,509,190	3	人	32,547,642	23	人	497,418,997	3	人	25,037,160	68	人	657,512,989
大間町	4	人	4,429,380				2	人	42,907,734	1	人	15,790,320	7	人	63,127,434
東通村	7	人	3,696,985				2	人	43,337,079			9	人	47,034,064	
風間浦村							2	人	45,644,007	2	人	18,428,100	4	人	64,072,107
佐井村	3	人	2,671,753									3	人	2,671,753	
小計	14	人	10,798,118				6	人	131,888,820	3	人	34,218,420	23	人	176,905,358

市町村等名	第3条退職給付費			第4条退職給付費			第5条退職給付費			第5条の5退職給付費			計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
三戸町	人7	円36,735,032	人2	円36,030,232	人2	円22,529,640	人11	円95,294,904						
五戸町	人15	円9,978,389	人2	円28,191,060	人4	円79,806,283	人21	円117,975,732						
田子町	人7	円6,887,950	人1	円13,714,224	人1	円7,682,880	人9	円28,285,054						
南部町	人11	円6,646,800	人10	円195,425,207	人1	円4,503,600	人22	円206,575,607						
階上町	人10	円6,883,495	人4	円85,808,204	人2	円42,372,855	人14	円92,691,699						
新郷村	人1	円504,459			人2	円4,503,600	人4	円47,380,914						
小計	人51	円67,636,125	人2	円28,191,060	人23	円453,157,005	人5	円39,219,720	人81	円588,203,910				
北部上北広域	人20	円49,045,929			人3	円57,110,654			人23	円106,156,583				
下北医療	人53	円59,262,034	人1	円11,736,167	人20	円405,103,432			人74	円476,101,633				
中部上北広域	人2	円756,011	人1	円4,726,863	人7	円146,710,947			人10	円152,193,821				
下北広域	人1	円2,270,152			人2	円48,505,045			人3	円50,775,197				
上北教育福祉	人1	円441,936			人2	円40,723,218			人3	円41,165,154				
八戸地域広域	人3	円13,244,529			人4	円92,659,635			人7	円105,904,164				
五所川原消防	人2	円8,429,175			人8	円170,672,882			人10	円179,102,057				
十和田地域広域														
鰺ヶ沢消防														
黒石清掃						人1	円21,496,860			人1	円21,496,860			
三戸環境														
西北五広域福祉	人2	円1,491,935							人2	円1,491,935				
西北五環境									人4	円80,223,944				
西海岸衛生			人1	円10,979,892					人1	円10,979,892				
交通災害共済														
市町村事務組合	人1	円372,582							人1	円372,582				
退職手当組合	人1	円778,610							人1	円778,610				
田子高原広域														
青森地域広域														
久吉ダム水道						人1	円16,926,697			人1	円16,926,697			
つがる西北五広域	人50	円108,341,847	人1	円13,111,062	人12	円251,884,434	人1	円6,480,000	人64	円379,817,343				
小計	人136	円244,434,740	人4	円40,553,984	人64	円1,332,017,748	人1	円6,480,000	人205	円1,623,486,472				
合計	人348	円720,017,757	人24	円275,199,422	人244	円5,047,110,668	人25	円238,344,125	人641	円6,280,671,972				